

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成29年11月10日開会

熊本県南小国町

## 平成29年度南小国町農業委員会11月総会

1. 開催日時 平成29年11月10日(月)午前10時45分から午前11時00分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
10番 武 田 時 吉 委員	
4. 欠席委員 (1人)

9番 穴 井 堅 委員
-------------
5. 会議録署名委員の指名 (8番委員、10番委員)
6. 議案第 22 号 農地に該当するか否かの判断について
7. 議案第 23 号 その他
8. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局 長 本 田 圭 一 郎
事務局 職員 佐 藤 亮
農林課 嘱託 家 入 節 子

○会長

それでは11月の農業委員会総会をただ今から開催します。  
本日は9番の穴井 堅委員が欠席をしております。  
過半数以上出席しておりますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。

それでは日程1の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。  
8番 北里丈夫委員、10番 武田時吉委員にお願いいたします。

## 議案第22号 農地に該当するか否かの判断について

それでは日程第2の「議案第22号 農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページ目をよろしくお願いいたします。

### 【議案第22号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

2ページ目をお願いいたします。

今回の対象物件としては、5件となります。

非農地判断対象筆一覧

1番 所有者名 (〇〇〇)〇〇 〇氏。対象筆 中原字立田2779-1。田1, 385㎡。1筆となります。

続きまして、(〇〇)〇〇 〇氏。対象筆 恩田3131、3128。畑2筆の1, 948㎡。となります。

続きまして、(〇〇〇)〇〇〇〇氏。満願寺廣戸谷2112-2。地目は田で面積998㎡の1筆となります。

続きまして、4番 (〇〇〇)〇〇〇〇氏。満願寺廣戸谷2122-1。地目は田で面積1,599㎡。他2筆で合計3筆2,410㎡。となります。

5番 (〇〇〇)〇〇〇〇〇氏。満願寺廣打7549。畑892㎡。同じく7550。地目は田。面積3,173㎡。となります。総計9筆。10,806㎡となります。

現況の位置図、現況の写真を次ページ以降に添付いたしておりますので、これにより農地に該当するか否かの判断について、ご審議をお願いいたします。

○会長

はい。事務局からただ今説明がありました。

今回提案いたしました受付番号1番から5番について一括して質問等お受けいたします。

採決のほうにつきましてはですね、それぞれ行いたいと思います。

質問等ございませんでしょうか

事務局から補足はない。補足があれば事務局お願いします。

○事務局  
職員

補足を説明させていただきます。

先ほどご説明させていただきました農地法の運用についての、第4の(3)のAについて、内容についてご説明をさせていただきます。

今回出させていただきました対象筆一覧は、非農地として判断した場合はですね関係各機関及び対象地の所有者に通知するものとなっております、その状況の規定がございますので読み上げさせていただきます。

「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、それ以外の場合であってその土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合が農地でない非農地」という判断になりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします

以上です。

○会長

はい。説明ありがとうございました。

質問等ございませんでしょうか。

私から一ついいかな。

5番の農振地になっている部分について、今回非農地にした場合、農振地の取り扱いはどういうふうになるか説明をお願いしたいと思います。

(事務局長手をあげる)

はい。事務局。

○事務局長

はい。ご指摘の点についてご説明させていただきます。

農振地という形になれば皆様ご存じのとおり田んぼについて、適正な維持管理をやっていくということが前提となるかと思えます。しかしながら今の現状として、写真にもわかるとおり、B判断でも致し方ないというふうな考えも持っておるところでもございます。

ご質問いただいた今後の農振地についての在り方というのは、まずちょっと地権者の方とですね、所有者の方と確認をさせていただきたいというふうに思っております。そのうえで今の現状でわかるとおりB分類の田んぼ、農用地として復元することが困難というところの位置づけでもあるのかなというふうに考えておりますので、農振地の除外、転用そういったところを含めて、所有者と今後協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○会長

はい、説明ありがとうございました。

他に何か質問ございませんでしょうか。

ないようでありましたら、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

(はい。という声あり)

はい。それでは採決に移りたいと思います。

まず受け付け番号1について非農地に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、非農地にすることにいたし、所有者にこの件については通知をするものといたします。

続きまして受付番号2について採決をとります。

非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、非農地にするということにいたします。所有者については通知をいたします。

それでは受付番号3について採決をいたします。

非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

はい。賛成の方がおりませんので、この件については農地としてこのまますることにいたします。

それでは続きまして受付番号4について採決を行います。

非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

はい。挙手がないようでありますので、このまま農地とすることにいたします。

それでは受付番号5について採決をとります。

非農地に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、非農地にすることにいたします。所有者については通知をいたし、この件につきましては農振地についてもどうするかということについて本人と協議をすることにいたします。

事務局から補足があるそうです。どうぞ。

はい。ご審議ありがとうございました。

今回、現状では農地として今後も続けていくということで3番、4番についてはご審議をいただきました。私たち農業委員会の事務局側としましても、地区の農業委員さん、最適化推進委員さんのお力を得ながらですね今後の農地利用の在り方について所有者と協議していきたいというふうに考えておりますので、そういったところをふまえてまた皆さん方のご意見、協議、そういったものを今後させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

もう一つ説明が補足が足りませんでした。

受付番号1につきましてはですね、周囲の状況からみてですね今後農地とすることは難しいという判断でございます。

それから受付番号2につきましてはですね、もう森林の模様になっておりますので農地としては該当しないという形でございます。

○事務局長  
職員

○会長

受付番号5につきましては、道もなく現在森林の様をしておりますので、非農地とすることにしたということを補足として申し添えておきます。

以上でこの件についての審議は終わります。

その他何かございませんでしょうか。

ないようでありましたら、本日の総会をこれで終わります。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年11月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 8番委員

署名委員 10番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚